

(変更契約の取扱い)

- 8 改正法附則第5条第3項から第5項《工事の請負等の税率等に関する経過措置等》まで並びに改正令附則第5条第1項及び第4項《予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置等》に規定する契約には、指定日の前日までに既存の契約を変更した場合における当該変更後の契約も含まれることに留意する。